

村山市告示第27号

指定管理者の指定について

村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年村山市条例第33号）第6条の規定により、公の施設の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

村山市長　志　布　隆　夫

公の施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
村山市スポーツ施設	一般財団法人村山市スポーツ協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
村山市碁点レクリエーションセンター「クアハウス碁点」	株式会社村山市余暇開発公社	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
村山市碁点リバーサイド地区交流促進施設	特定非営利活動法人村山蕎麦の会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
村山市故里交流施設「道の駅むらやま」	株式会社村山市余暇開発公社	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
村山市ふるさとふれあい学習館	一般社団法人村山市観光物産協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
村山市にぎわい創造活性化施設 Link MURAYAMA	一般社団法人つながる村山研究会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
村山市都市公園施設バラ交流館	一般社団法人村山市観光物産協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで